

拝啓 社長殿



朝倉令子税理士事務所

〒392-0010 長野県諏訪市渋崎 1791 番地 95

TEL 0266-58-3091 / FAX 0266-58-9931



（高島城の紅葉）

後期高齢者医療制度の保険料の社会保険料控除の取扱いについて

平成20年4月から始まった後期高齢者医療制度の保険料は、原則として年金から特別徴収されることになっていましたが、平成20年10月以降の保険料については、市区町村で一定の手続きを行うことにより、被保険者の世帯主または配偶者の口座振替により支払うことを選択できるようになりました。この保険料は、社会保険料控除の対象となりますが、以下の点に注意する必要があります。

1. 特別徴収の場合・・・保険料が年金より特別徴収された場合は、その保険料を支払ったのは年金の受給者本人であるため、その年金の受給者の社会保険料控除の対象となります。
2. 口座振替の場合・・・口座振替により保険料を支払った場合には、支払った人が社会保険料控除の適用を受けることができます。

たとえば、妻の年金の受取額が少なく、所得税の課税対象とならない場合には、課税対象となる夫が妻の保険料を口座振替により支払うことにより、夫がその支払った保険料について、社会保険料控除の適用を受けることができ、節税につながります。

税制改正情報 第20号 株式等の配当に係る課税関係の改正点

今月は、株式等の配当に係る課税関係について、平成21年からの改正点を中心にみていきましょう。

1. 配当金に対する源泉徴収税率の特例措置

平成21年1月1日以後、上場株式等の配当金に対する源泉徴収税率は、原則20%（所得税15%、住民税5%）となります。ただし、大口株主以外の個人株主が支払いを受ける上場株式等の配当金に対する源泉徴収税率は、平成20年12月31日までと同様、10%（所得税7%、住民税3%）に軽減されますが、この優遇税率が適用されるのは、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間となります。

2. 配当金についての確定申告

平成20年12月31日までは、大口株主以外の個人株主が支払いを受ける上場株式等の配当金については、確定申告を不要とすることができます。

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は、その年内に大口株主以外の個人株主が支払いを受ける上場株式等の配当金（原則として、年間の配当金の総額が1万円以下の銘柄に係る配当金は除かれます）の合計額が、100万円を超える場合は、確定申告が必要になります。ただし、この配当金の合計額が、100万円以下の場合には、確定申告を不要とする選択が可能となっています。

平成23年1月1日以後に、大口株主以外の個人株主が支払いを受ける上場株式等の配当金については、金額の多少にかかわらず、確定申告を不要とすることが可能とされています。

3. 確定申告を行う場合の課税方法

平成21年1月1日以後に、大口株主以外の個人株主が支払いを受ける上場株式等の配当金について、確定申告を行う場合、申告分離課税か総合課税か、どちらか選択することができるようになります。

* 申告分離課税

申告分離課税を選択した場合、大口株主以外の個人株主が支払いを受ける上場株式等の配当金に対する税率は、原則20%（所得税15%、住民税5%）とされます。ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は、申告分離課税を選択した年分の上場株式等に係る課税配当所得の金額のうち、100万円以下の部分については、10%（所得税7%、住民税3%）の優遇税率が適用され、100万円を超える部分については、20%（所得税15%、住民税5%）の原則である税率が適用されることとなっています。

また、申告分離課税を選択した場合には、上場株式等の配当金と上場株式等の譲渡損失（特定の譲渡により生じたものに限り）との損益通算が可能とされます。この上場株式等の譲渡損失には、その年に発生した譲渡損失のほか、前年以前3年以内に発生した譲渡損失でその年に繰り越されたものが含まれます。

申告分離課税選択時においては、配当控除の適用はありません。

* 総合課税

従来どおりの総合課税を選択した場合は、配当控除の適用を受けることができます。

（注）大口株主・・・発行済株式総数の5%以上を所有する株主のことをいいます

（大久保 久美子）

種類株式を活用した事業承継対策③ 全部取得条項付種類株式

今回は、全部取得条項付種類株式を活用した事業承継対策について見ていきます。

株主総会の特別決議（議決権を行使可能な株主の議決権の過半数が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上により決議することを特別決議といいます）により会社がその種類の株式の全部を取得することができるという内容の株式が全部取得条項付種類です。取得にかかる株主総会の特別決議を条件として、発行会社が強制的に株主から買い取ることができます。

株式の売買は、双方が合意して初めて成立しますので、株主が売りたいとさえいえば売買は成立しません。会社にとって好ましくない株主がいる場合や、株式が分散してしまっている場合には、その株式を会社が取得することによって経営権の集中が可能になりますが、売買が成立しないことには、それも不可能です。

そこで、既存の普通株式を全部取得条項付種類株式に変更して、株主総会の特別決議により会社がその全部取得条項付種類株式を取得する、という方法があります。会社が株式を取得する資金を用意できない場合は、取得の対価をあらかじめ議決権制限株式としておけば、株主に交付されるのは議決権制限株式となり、同じ効果が得られます。オーナー一族には、別途普通株式を発行し、経営権の集中を図ります。

全部取得条項付種類株式及び議決権制限株式を発行する定めを設ける定款変更を行う



既存の普通株式を全部取得条項付種類株式にする変更を行うために、
普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会を行う



会社が全部取得条項付種類株式を取得する。
株主に対して取得に対価として議決権制限株式を交付する



経営権を集中したい株主に対して普通株式を発行する

なお、全部取得条項付種類株式を取得する場合には、財源規制があるため、剰余金の分配可能額を超えて対価の支払いができません。ただし、対価として議決権制限株式を交付する場合は、単なる自己株式の入れ替えにすぎませんから、財源規制の対象とはなりません。

税務上の問題点としては、やはり自己株式の取得にかかるみなし配当の問題が生じます。また、株主にとっては、株式の譲渡所得課税の問題も生じます。ただし、平成18年度の税制改正により、一定の要件を満たす場合には、譲渡損益が繰り延べられます。

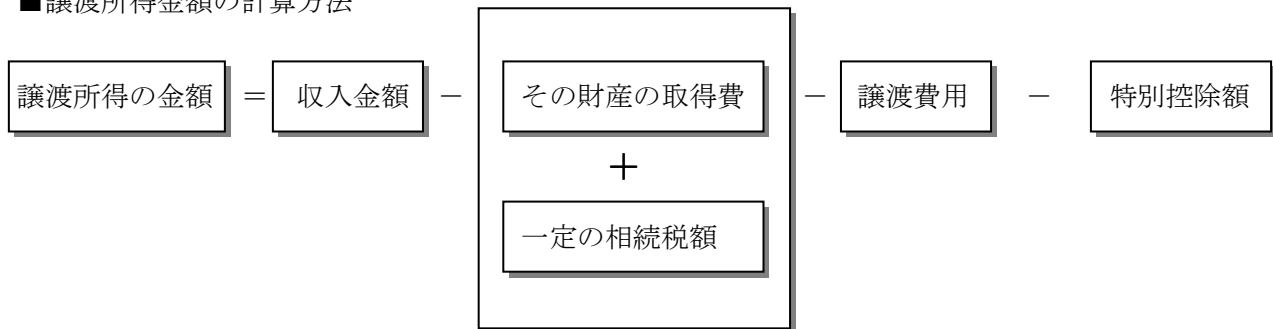
(税理士 朝倉 令子)

相続にまつわるQ & A集シリーズ ⑫

Q16 相続した財産を売った場合の譲渡所得について

A16 相続税の申告期限の翌日から3年以内（つまり、死亡の日から3年10か月以内）に相続財産を売却した場合には、一定の相続税相当額が、その売却した財産の取得費に加算されます。譲渡した財産の譲渡所得の計算上、控除される金額が多くなります。

■譲渡所得金額の計算方法

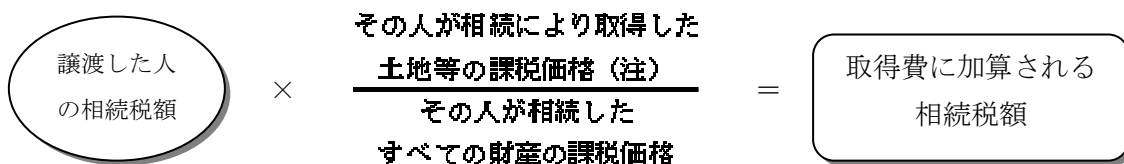


※加算される相続税額は、

「収入金額－（その財産の取得費＋譲渡費用）」の金額が限度となります。

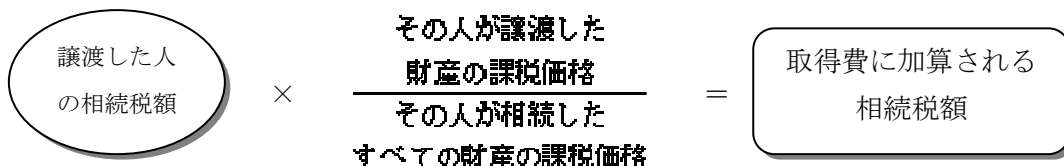
■取得費に加算される相続税額

①譲渡した資産が土地等である場合



（注）譲渡した土地等のほか、譲渡しなかった土地等の課税価格も含めます。

②譲渡した資産が土地等以外のものである場合



（税理士 朝倉 令子）